

市議会令和6年第4回定例会

議案及び議案資料

議案第1号～議案第9号

(第1集)

柏市

目 次

議 案 第	1 号	柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第	1号資料	柏市職員定数条例の一部を改正する条例について	3
議 案 第	2 号	柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第	2号資料	柏市手数料条例の一部を改正する条例について	9
議 案 第	3 号	柏市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
議案第	3号資料	柏市防災会議条例の一部を改正する条例について	1 5
議 案 第	4 号	柏市病院事業条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
議案第	4号資料	柏市病院事業条例の一部を改正する条例について	1 9
議 案 第	5 号	柏市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
議案第	5号資料	柏市道路占用料条例の一部を改正する条例について	2 9
議 案 第	6 号	柏市開発事業等計画公開等条例の一部を改正する条例の制定について	3 3
議案第	6号資料	柏市開発事業等計画公開等条例の一部を改正する条例について	3 5
議 案 第	7 号	財産の取得について（食器洗浄機）	3 7
議案第	7号資料	財産（食器洗浄機）取得関係	3 9
議 案 第	8 号	柏市第六次総合計画の基本構想を定めることについて	4 3
議 案 第	9 号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	4 5

議案第 9 号資料	千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正 する規約について	4 7
-----------	----------------------------------	-----

柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

柏市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させることに伴い，市長の事務部局の職員並びに教育委員会の事務部局及び教育機関の職員の定数を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市職員定数条例の一部を改正する条例

柏市職員定数条例（昭和 29 年柏市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表市長の事務部局の職員の項中「1, 988」を「1, 977」に改め、同表教育委員会の事務部局及び教育機関の職員の項中「290」を「301」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 号資料

柏市職員定数条例の一部を改正する条例について

柏市職員定数条例（昭和 29 年柏市条例第 4 号）新旧対照表

改正前		改正後	
(定数)		(定数)	
第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。		第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。	
区分	定数	区分	定数
市長の事務部局の職員	<u>1,988</u> 人	市長の事務部局の職員	<u>1,977</u> 人
上下水道企業の事務部局の職員から農業委員会の事務部局の職員まで 略		上下水道企業の事務部局の職員から農業委員会の事務部局の職員まで 略	
教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	<u>290</u>	教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	<u>301</u>
消防職員及び合計 略		消防職員及び合計 略	

柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

柏市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

多機能端末機による課税証明書，住民票の写し等の交付に係る手数料の額を改めるとともに，固定資産課税台帳に記録をされている事項の複写物の交付に係る手数料の制定等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市手数料条例の一部を改正する条例

柏市手数料条例（平成１２年柏市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第２項の表４１の項金額の欄中「３００円」の次に「（多機能端末機（市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付を受ける場合にあっては、１５０円）」を加え、同表４１の３の項対象事務の欄中「に規定する」を「の規定による」に、「記載されている事項の証明」を「記録をされている事項についての証明書の交付」に改め、同項名称の欄中「記載されている事項の」を「記録をされている事項に関する」に改め、同表４２の項を次のように改める。

４２	固定資産課税台帳に記録をされている事項のうち市長が別に定めるものを光ディスクに複写したものの交付	固定資産課税台帳に記録をされている事項の複写物の交付手数料		１件につき８５０円（電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と複写物の交付を請求する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）であって市長が別に定めるものを使用して複写物の交付を請
----	--	-------------------------------	--	--

				求する場合にあっては， 6 0 0 円)
--	--	--	--	----------------------

別表第 2 項の表 5 5 の項金額の欄及び 5 6 の項金額の欄中「3 0 0 円」の次に「（多機能端末機により交付を受ける場合にあつては， 1 5 0 円）」を加え，同表 6 9 の項金額の欄中「3 0 0 円」の次に「（柏市印鑑条例第 1 0 条第 4 項の規定により交付を受ける場合にあつては， 1 5 0 円）」を加える。

附 則

この条例は，令和 7 年 2 月 1 日から施行する。ただし，別表第 2 項の表 5 6 の項の改正規定は，同年 7 月 1 日から施行する。

議案第22号資料

柏市手数料条例の一部を改正する条例について

柏市手数料条例（平成12年柏市条例第6号）新旧対照表

改正前					改正後				
別表(第2条第1項)					別表(第2条第1項)				
1 略					1 略				
2 その他の手数料					2 その他の手数料				
項	対象事務	名称	区分	金額	項	対象事務	名称	区分	金額
1から40の4まで	略				1から40の4まで	略			
4	地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10の規定による納税証明書の交付その他の租税及び公課に関する証明	租税及び公課に関する証明手数料		1通につき300円	4	地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10の規定による納税証明書の交付その他の租税及び公課に関する証明	租税及び公課に関する証明手数料		1通につき300円(多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)により交付を受ける場合において、は、150円)
41の2	略				41の2	略			
4	地方税法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明	固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書交付手数料		略	4	地方税法第382条の3の規定による固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書の交付	固定資産課税台帳に記載をされている事項に関する証明書の交付手数料		略
1の3					1の3				

4	削除				固定資産課税台帳に記録をされている事項のうち市長が別に定めるものを光ディスクに複写したものの交付	固定資産課税台帳に記録をされている事項の複写物の交付手数料		1件につき850円(電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と複写物の交付を請求する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)であつて市長が別に定めるものを使用して複写物の交付を請求する場合にあつては、600円)
4	2							
43から54まで 略								
5	5	住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定による住民票の写し若しくは住民票に記載された書類の交付又は同法第15条の4第1項から第4	住民票の写し又は除票の写しの交付手数料	1通につき300円				1通につき300円(多機能端末機により交付を受ける場合にあっては、150円)

	項までの規定による 除票の写し若しくは 除票に記録されてい る事項を記載した書 類の交付				
5 6	住民基本台帳法第12 条第1項、第12条の2 第1項若しくは第2 の3第1項若しくは第2 項の規定による住民 票に記載をした事項 に関する証明書の交 付若しくは住民票に 記載をした事項に関 する証明又は同法第 15条の4第1項から第4 項までの規定による 除票に記載をした事 項に関する証明書の 交付若しくは除票に 記載をした事項に関 する証明	住民票記載 事項又は除 票記載事項 に関する証 明手数料		1通につき300 円(多機能端末 機により交付 を受ける場合 にあっては、 150円)	
56の2から68まで 略					
6 9	柏市印鑑条例第10条 第2項から第4項まで の規定による印鑑登 録証明書の交付	印鑑登録証 明書交付手 数料		1通につき300 円(柏市印鑑条 例第10条第4 項の規定によ り交付を受け る場合にあって は、150円)	
70から78まで 略					

	項までの規定による 除票の写し若しくは 除票に記録されてい る事項を記載した書 類の交付				
5 6	住民基本台帳法第12 条第1項、第12条の2 第1項若しくは第2 の3第1項若しくは第2 項の規定による住民 票に記載をした事項 に関する証明書の交 付若しくは住民票に 記載をした事項に関 する証明又は同法第 15条の4第1項から第4 項までの規定による 除票に記載をした事 項に関する証明書の 交付若しくは除票に 記載をした事項に関 する証明	住民票記載 事項又は除 票記載事項 に関する証 明手数料		1通につき300 円	
56の2から68まで 略					
6 9	柏市印鑑条例第10条 第2項から第4項まで の規定による印鑑登 録証明書の交付	印鑑登録証 明書交付手 数料		1通につき300 円	
70から78まで 略					

柏市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

柏市防災会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市防災会議の委員の定数を委員の総数で定めることとしたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市防災会議条例の一部を改正する条例

柏市防災会議条例（昭和 37 年柏市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項を次のように改める。

5 委員は次に掲げる者をもって充て、その定数は 45 人以内とする。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防局長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) その他市長が必要と認めて委嘱する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号資料

柏市防災会議条例の一部を改正する条例について

柏市防災会議条例（昭和37年柏市条例第32号）新旧対照表

改正前	改正後
(会長及び委員)	(会長及び委員)
第3条 略	第3条 略
2から4まで 略	2から4まで 略
<u>5 委員は、次に掲げる者をもって充て、その定数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u>	<u>5 委員は次に掲げる者をもって充て、その定数は45人以内とする。</u>
<u>(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者 4人</u>	<u>(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者</u>
<u>(2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 4人</u>	<u>(2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者</u>
<u>(3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 1人</u>	<u>(3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者</u>
<u>(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 15人以内</u>	<u>(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者</u>
<u>(5) 教育長 1人</u>	<u>(5) 教育長</u>
<u>(6) 消防局長及び消防団長 2人</u>	<u>(6) 消防局長及び消防団長</u>
<u>(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者 10人以内</u>	<u>(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者</u>
<u>(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者 1人</u>	<u>(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者</u>
<u>(9) その他市長が必要と認め委嘱する者 7人以内</u>	<u>(9) その他市長が必要と認めて委嘱する者</u>
6及び7 略	6及び7 略

柏市病院事業条例の一部を改正する条例の制定について

柏市病院事業条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市立柏病院の利用料金のうち予防接種料の額の上限を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市病院事業条例の一部を改正する条例

柏市病院事業条例（平成 5 年柏市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

予防接種料 1 回につき	1 0 , 0 0 0 円	を	予防接種料	診療報酬算定 方法に定める 点数（以下こ の表において 「所定点数」 という。）に 1 0 円を乗じ て得た額に薬 剤に係る実費 相当額を加え た額
-------------------------	--------------------------	---	--------------	---

に改め、同表自動車損害賠償責任保険に係る者の診療費の項金額の欄中「診療報酬算定方法に定める点数（以下この表において「所定点数」という。）」を「所定点数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 月 2 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の病院の利用に係る料金の額について適用し、同日前の病院の利用に係る料金の額については、なお従前の例による。

議案第4号資料

柏市病院事業条例の一部を改正する条例について

柏市病院事業条例（平成5年柏市条例第15号）新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1(第8条第3項)		別表第1(第8条第3項)	
区分	金額	区分	金額
予防接種料 1回につき	10,000円	予防接種料	診療報酬算定方法に定める点数 (以下この表において「所定点数」という。)に10円を乗じて得た額に薬剤に係る実費相当額を加えた額
自動車損害賠償責任保険に係る者の診療費	診療報酬算定方法に定める点数 (以下この表において「所定点数」という。)に20円を乗じて得た額	自動車損害賠償責任保険に係る者の診療費	所定点数に20円を乗じて得た額
一般健康診断料からその他の費用まで 略		一般健康診断料からその他の費用まで 略	

柏市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

柏市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

市道に係る占用料の額を改めるとともに，自動運行補助施設等に係る当該占用料の額を定めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市道路占用料条例の一部を改正する条例

柏市道路占用料条例（昭和 36 年柏市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中

「		「																			
	<table><tr><td>1 , 4 3 1</td></tr><tr><td>2 , 1 9 8</td></tr><tr><td>2 , 9 6 5</td></tr><tr><td>1 , 2 5 2</td></tr><tr><td>2 , 0 1 9</td></tr><tr><td>2 , 7 8 6</td></tr><tr><td>1 2 7</td></tr><tr><td>1 2</td></tr></table>	1 , 4 3 1	2 , 1 9 8	2 , 9 6 5	1 , 2 5 2	2 , 0 1 9	2 , 7 8 6	1 2 7	1 2	を	<table><tr><td>1 , 4 8 3</td></tr><tr><td>2 , 2 7 8</td></tr><tr><td>3 , 0 7 3</td></tr><tr><td>1 , 2 9 8</td></tr><tr><td>2 , 0 9 3</td></tr><tr><td>2 , 8 8 8</td></tr><tr><td>1 3 2</td></tr><tr><td>1 3</td></tr></table>	1 , 4 8 3	2 , 2 7 8	3 , 0 7 3	1 , 2 9 8	2 , 0 9 3	2 , 8 8 8	1 3 2	1 3	に ,	
1 , 4 3 1																					
2 , 1 9 8																					
2 , 9 6 5																					
1 , 2 5 2																					
2 , 0 1 9																					
2 , 7 8 6																					
1 2 7																					
1 2																					
1 , 4 8 3																					
2 , 2 7 8																					
3 , 0 7 3																					
1 , 2 9 8																					
2 , 0 9 3																					
2 , 8 8 8																					
1 3 2																					
1 3																					
				」																	

「

1, 2 5 2
7 6 6
2, 5 5 6
1, 0 7 3
6, 6 1 9
2, 5 5 6

」

を

1, 2 9 8
7 9 4
2, 6 4 9
1, 1 1 2
6, 9 6 4
2, 6 4 9

」

に改め, 同表法第 3 2 条第

1 項第 2 号に掲げる物件の項中

「		「								
	<table><tr><td>5 3</td></tr><tr><td>7 6</td></tr><tr><td>1 1 5</td></tr><tr><td>1 5 3</td></tr></table>	5 3	7 6	1 1 5	1 5 3	<table><tr><td>5 5</td></tr><tr><td>7 9</td></tr><tr><td>1 1 9</td></tr><tr><td>1 5 8</td></tr></table>	5 5	7 9	1 1 9	1 5 8
5 3										
7 6										
1 1 5										
1 5 3										
5 5										
7 9										
1 1 9										
1 5 8										

2 3 0
3 0 6
5 3 6
7 6 6
1, 5 3 3

を

2 3 8
3 1 7
5 5 6
7 9 4
1, 5 8 9

に改め、同項の次に次のよ

」

」

うに加える。

法第 3 2 条 第 1 項第 3 号に掲げる 施設	自 動 運 行 補 助 施設	法第 2 条第 2 項 第 5 号に規定す る自動運行装置 による検知の対 象として設置す る導線その他の 線類	地下に 設ける もの	長さ 1 メー トルにつき 1 年	7
			その他 のもの		2 6
		道路の構造又は交通の 状況を表示する標示柱 その他の柱類		1 本につき 1 年	2 , 0 9 3
		その他のもの	上空に 設ける もの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	1 , 3 2 4
			地下に 設ける もの		7 9 4
	その他のもの				2 , 6 4 9

別表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設及び法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「法第32条第1項第3号及び第4号」を「法第32条第1項第4号」に、

「

「

2, 5 5 6
Aに0. 0 0 5を乗じ て得た額

2, 6 4 9
Aに0. 0 0 4を乗じ て得た額

A に 0 . 0 0 8 を 乗 じ て 得 た 額
A に 0 . 0 1 を 乗 じ て 得 た 額
3 , 3 0 9
1 , 9 8 5
2 , 5 5 6

を

A に 0 . 0 0 6 を 乗 じ て 得 た 額
A に 0 . 0 0 7 を 乗 じ て 得 た 額
3 , 4 8 2
2 , 0 8 9
2 , 6 4 9

に 改 め , 同 表 法 第 3 2 条 第

」

」

1 項 第 6 号 に 掲 げ る 施 設 の 項 中

「

1 7
5 5 1

を

「

1 8
5 8 0

に 改 め , 同 表 道 路 法 施 行 令

」

」

(昭 和 2 7 年 政 令 第 4 7 9 号 。 以 下 「 令 」 と い う 。) 第 7 条 第 1 号
に 掲 げ る 物 件 の 項 中

「

5 5 1
6 , 6 1 9
1 , 6 3 6
1 7
5 5 1
1 7
5 5 1
5 , 5 1 4
2 , 7 5 7

を

「

5 8 0
6 , 9 6 4
2 , 0 9 3
1 8
5 8 0
1 8
5 8 0
5 , 8 0 1
2 , 9 0 0

に 改 め , 同 表 令 第 7 条 第 2

」

」

号 に 掲 げ る 工 作 物 及 び 令 第 7 条 第 3 号 に 掲 げ る 施 設 の 項 中

「

2 , 5 5 6
A に 0 . 0

を

「

2 , 6 4 9
A に 0 . 0

に 改 め , 同 表 令 第 7 条 第 4

3 3 を乗じ て得た額

3 1 を乗じ て得た額

」

号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料及び令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設の項中「

5 5 1
2 1 2

を

5 8 0
2 2 0

に改め、同表令第 7 条第 8

」

号に掲げる施設、令第 7 条第 9 号に掲げる施設、令第 7 条第 1 0 号に掲げる施設及び自動車駐車場、令第 7 条第 1 1 号に掲げる応急仮設建築物、令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具及び令第 7 条第 1 3 号に掲げる施設の項を次のように改める。

令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0 . 0 0 9 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0 . 0 1 7 を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が 1 のもの		A に 0 . 0 0 4 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0 . 0 0 6 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0 . 0 0 7 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0 . 0 2 5 を乗じて得た額
令第 7 条第	建築物		A に 0 . 0	

9 号に掲げる施設		1 2 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0 . 0 0 9 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 0 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	A に 0 . 0 2 2 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0 . 0 0 9 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 1 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に 0 . 0 1 2 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0 . 0 2 2 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0 . 0 3 1 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具		A に 0 . 0 2 5 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 3 号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	A に 0 . 0 1 2 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0 . 0 2 2 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0 . 0 3 1 を乗じて得た額

令第7条第14号に掲げる施設	Aに0.031を乗じて得た額
----------------	----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は，この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し，同日前の占用に係る占用料については，なお従前の例による。

議案第5号資料

柏市道路占用料条例の一部を改正する条例について

柏市道路占用料条例（昭和36年柏市条例第32号）新旧対照表

改正前				改正後				
別表(第2条)				別表(第2条)				
占用物件		単位	金額(円)	占用物件		単位	金額(円)	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,431</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1,483</u>	
	第2種電柱		<u>2,198</u>		第2種電柱		<u>2,278</u>	
	第3種電柱		<u>2,965</u>		第3種電柱		<u>3,073</u>	
	第1種電話柱		<u>1,252</u>		第1種電話柱		<u>1,298</u>	
	第2種電話柱		<u>2,019</u>		第2種電話柱		<u>2,093</u>	
	第3種電話柱		<u>2,786</u>		第3種電話柱		<u>2,888</u>	
	その他の柱類		<u>127</u>		その他の柱類		<u>132</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>12</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>13</u>		
	地下に設ける電線その他の線類		略	地下に設ける電線その他の線類		略		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,252</u>	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>1,298</u>		
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>766</u>	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>794</u>		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>2,556</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>2,649</u>		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,073</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,112</u>		
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>6,619</u>	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>6,964</u>			
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,556</u>	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,649</u>			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>53</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>55</u>	
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>76</u>		外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>79</u>	
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>115</u>		外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>119</u>	
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>153</u>		外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>158</u>	
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>230</u>		外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>238</u>	
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>306</u>		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>317</u>	
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>536</u>		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>556</u>	
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>766</u>		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>794</u>	
	外径1メートル以上のもの		<u>1,533</u>		外径1メートル以上のもの		<u>1,589</u>	
					法第32条第1項第3		自動運	法第2条第2項第5号に規定する

					号に掲げる施設	行補助施設	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの		26
							道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	2,093
							その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,324
								地下に設けるもの		794
							その他のもの			2,649
					法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	2,556
	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの							Aに0.005を乗じて得た額
			階数が2のもの							Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの							Aに0.01を乗じて得た額
		上空に設ける通路								3,309
		地下に設ける通路								1,985
		その他のもの								2,556
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日						17
		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月						551
	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月						551
			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年						6,619
		標識		1本につき1年						1,636
		旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日						17
			その他のもの	1本につき1月						551
		幕(令第7条第4号に掲げる工事	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日						17
			その他のもの	その面積1						551
					法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	2,649
	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの							Aに0.004を乗じて得た額
			階数が2のもの							Aに0.006を乗じて得た額
			階数が3以上のもの							Aに0.007を乗じて得た額
		上空に設ける通路								3,482
		地下に設ける通路								2,089
		その他のもの								2,649
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日						18
		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月						580
	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月						580
			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年						6,964
		標識		1本につき1年						2,093
		旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日						18
			その他のもの	1本につき1月						580
		幕(令第7条第4号に掲げる工事	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日						18
			その他のもの	その面積1						580

	用施設であるものを除く。)		平方メートルにつき1月			用施設であるものを除く。)		平方メートルにつき1月	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	5.514		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	5.801
		その他のもの		2.757			その他のもの		2.900
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	2.556		令第7条第2号に掲げる工作物			2.649
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額		令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	551		令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			580
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				212		令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			220
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額		令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.009を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額			上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額			地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額				階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額				階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.033を乗じて得た額			その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.014を乗じて得た額		令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.01を乗じて得た額			その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに0.023を乗じて得た額		令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.01を乗じて得た額			その他のもの		Aに0.009を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額		令第7条第11号に掲げる応急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.02			上空に設けるもの		Aに0.02

建築物		3を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
備考 略		

建築物		2を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額
備考 略		

柏市開発事業等計画公開等条例の一部を改正する条例の
制定について

柏市開発事業等計画公開等条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

建築基準法の改正に伴い，中高層建築物等の建築又は特定用途建築物用途変更等の計画に係る届出の期限の起算日を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市開発事業等計画公開等条例の一部を改正する条例

柏市開発事業等計画公開等条例（平成21年柏市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第2号中「第18条第2項（）」を「第18条第2項若しくは第4項（これらの規定を）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年1月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 事業者（改正後の第2条第2項第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が開発事業等（同項第6号に規定する開発事業等をいう。以下同じ。）をしようとする場合であって、当該開発事業等に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第4項（同法第87条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（次項において「計画通知」という。）を行う日が令和7年2月28日以前であるときにおける改正後の第10条第3項の規定の適用については、同項中「次の各号に規定する日のうちいずれか早い日から起算して30日前の日までに」とあるのは、「建築基準法第18条第4項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知を行う日までに速やかに」とする。
- 3 事業者が特定開発事業等（改正後の第6条第2項に規定する特定開発事業等をいう。）をしようとする場合であって、当該特定開発事業等に係る計画通知を行う日が令和7年4月28日以前であるときにおける同条第1項の規定の適用については、同項中「しようとする日から起算して60日前の日までに」とあるのは、「する日までに速やかに」とする。

議案第6号資料

柏市開発事業等計画公開等条例の一部を改正する条例について

柏市開発事業等計画公開等条例（平成21年柏市条例第12号）新旧対照表

改正前	改正後
(計画の届出等) 第10条 略 2 略 3 第1項の規定による届出は、開発事業に係るものにあつては都市計画法第29条第1項の規定による許可の申請を行う日から起算して30日前の日までに、中高層建築物等の建築又は特定用途建築物用途変更等に係るものにあつては次の各号に規定する日のうちいずれか早い日から起算して30日前の日までに、行わなければならない。 (1) 略 (2) 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)若しくは同法第6条の2第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請を行う日又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知を行う日 (3)から(6)まで 略 4 略	(計画の届出等) 第10条 略 2 略 3 第1項の規定による届出は、開発事業に係るものにあつては都市計画法第29条第1項の規定による許可の申請を行う日から起算して30日前の日までに、中高層建築物等の建築又は特定用途建築物用途変更等に係るものにあつては次の各号に規定する日のうちいずれか早い日から起算して30日前の日までに、行わなければならない。 (1) 略 (2) 建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)若しくは同法第6条の2第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請を行う日又は同法第18条第2項若しくは第4項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知を行う日 (3)から(6)まで 略 4 略

財産の取得について

柏市立名戸ヶ谷小学校他 3 校の給食用備品の整備のため、次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

食器洗浄機を取得したいので提案する。

- 1 取得する財産
 - (1) 食器洗浄機 4 台
 - (2) 移動式受け台 4 台
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札
- 3 取得価格
39,600,000 円
- 4 契約の相手方
千葉県若葉区西都賀二丁目7番5号
株式会社関東三貴
代表取締役 石 井 勝 之

議案第 7 号資料

財産（食器洗淨機）取得関係

契約の経過

件名 食器洗淨機

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 公告 | 令和 6 年 1 0 月 9 日 |
| 2 | 申請期間 | 令和 6 年 1 0 月 1 0 日から
令和 6 年 1 0 月 1 7 日まで |
| 3 | 資格確認通知 | 令和 6 年 1 0 月 1 8 日 |
| 4 | 仕様書等閲覧期間 | 令和 6 年 1 0 月 9 日から
令和 6 年 1 0 月 2 4 日まで |
| 5 | 開札 | 令和 6 年 1 0 月 2 5 日 |
| 6 | 入札の状況 | |

（単位 千円）

入札業者名 \ 入札	第 1 回	結果
(株) 関東三貴	<u>3 6 , 0 0 0</u>	落札
(株) アイホー	3 6 , 5 0 0	
日本給食設備(株)	3 7 , 2 3 0	
日本調理機(株)	3 7 , 4 0 0	
新日本厨機(株)	3 9 , 5 5 0	

契約金額は，入札金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額とする。

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 7 | 仮契約 | 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 |
|---|-----|--------------------|

財産取得入札参加業者調書

調査事項 \ 業者名	(株) 関 東 三 貴	(株) アイホー
代表者氏名	石 井 勝 之	寺 部 良 洋
本店の所在地	千葉県若葉区西都賀二丁目7番5号	愛知県豊川市白鳥町防入60番地
売上高	537,479千円	21,675,929千円
販売の経験年数	51年	71年
資本金	10,000千円	835,512千円
主な実績	食器洗浄機（酒井根東小他1校）[柏市]	中学校給食用備品（食器洗浄機等）[松戸市]

日本給食設備(株)	日本調理機(株)	新日本厨機(株)
鈴木 雅 治	齋 藤 有 史	吉 村 二三夫
東京都調布市国領町四丁目9番地4九曜国領駅前ビル3階	東京都大田区東六郷三丁目15番8号	東京都大田区蒲田本町一丁目4番1号
1,086,000千円	15,467,759千円	3,769,756千円
60年	75年	52年
30,000千円	799,549千円	70,000千円
食器食缶洗浄機[埼玉県さいたま市]	小学校給食用備品（食器洗浄機等）[松戸市]	食器・食缶洗浄機（蒸気式）[鴨川市]

柏市第六次総合計画の基本構想を定めることについて

柏市第六次総合計画の基本構想を別冊のとおり定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

本市が目指す将来の姿及びその実現のための施策の基本的な目標を示すため、柏市第六次総合計画の基本構想を定めたいので提案する。

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

令和 7 年 3 月 3 1 日をもって布施学校組合を千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から除くこと及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

布施学校組合を千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から除きたいので提案する。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第3条第1項第4号に掲げる事務の項中「鋸南町 布施学校組合」を「鋸南町」に、第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第9号資料

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約について

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
(千葉市から一宮聖苑組合まで 略) 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 (君津郡市広城市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで 略)		(千葉市から一宮聖苑組合まで 略) 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 (君津郡市広城市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで 略)	
別表第2(第3条第1項関係)		別表第2(第3条第1項関係)	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
第3条第1項第1号に掲げる事務	(銚子市から一宮聖苑組合まで 略) 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 (君津郡市広城市町村圏事務組合から南房総広域水道企業団まで 略)	第3条第1項第1号に掲げる事務	(銚子市から一宮聖苑組合まで 略) 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 (君津郡市広城市町村圏事務組合から南房総広域水道企業団まで 略)
第3条第1項第2号に掲げる事務 略		第3条第1項第2号に掲げる事務 略	
第3条第1項第3号に掲げる事務	(銚子市から一宮聖苑組合まで 略) 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 (君津郡市広城市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで 略)	第3条第1項第3号に掲げる事務	(銚子市から一宮聖苑組合まで 略) 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 (君津郡市広城市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで 略)
第3条第1項第4号に掲げる事務	(銚子市から御宿町まで 略) 鋸南町 布施学校組合	第3条第1項第4号に掲げる事務	(銚子市から御宿町まで 略) 鋸南町
第3条第1項第5号に掲げる事務から第3条第1項第10号に掲げる事務まで 略		第3条第1項第5号に掲げる事務から第3条第1項第10号に掲げる事務まで 略	
第3条第1項第11号に掲げる事務	(銚子市から一宮聖苑組合まで 略) 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 (君津郡市広城市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで 略)	第3条第1項第11号に掲げる事務	(銚子市から一宮聖苑組合まで 略) 印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 (君津郡市広城市町村圏事務組合から千葉県後期高齢者医療広域連合まで 略)
第3条第1項第12号に掲げる事務から第3条第1項第16号に掲げる事務まで 略		第3条第1項第12号に掲げる事務から第3条第1項第16号に掲げる事務まで 略	